

件名：新型コロナウイルス（オンタリオ州政府によるオミクロン株への対応：段階的措置の早期緩和の対応）

2月14日、オンタリオ州政府は、オミクロン株への対応として導入していました収容人数制限等の規制について、1月31日より3週間（21日）おきに段階的（3段階：1月31日、2月21日、3月14日）に緩和するとしていました。しかしながら、陽性者・新規入院者等の減少に伴い、予定を早めて、2月17日より緩和する旨発表があったところ、概要は以下のとおりです。

これに加えて、2月18日より、ブースター接種対象者が12歳以上に拡大される旨発表がありました。下記2のとおり、3月1日にはさらなる規制緩和が予定されています。

1 2月17日以降の緩和措置（概要）

オンタリオ州政府は、以下を含む緩和措置を行う。

(1) 私的な集まり (Social Gathering) の収容人数制限を屋内50人、屋外100人まで緩和する。

(2) 公的な行事 (Organized Public Event) の収容人数制限は屋内50人まで緩和する。屋外の人数制限は撤廃する。

(3) ワクチン接種証明書の提示が求められる屋内施設（以下を含む）に対する収容人数制限を撤廃する。

ア レストラン、バー、その他の飲食施設（ダンス施設を除く）

イ スポーツの無観客エリア (Non-spectator Areas) 及びジム等の娯楽フィットネス施設
ウ 映画館

エ 会議室やイベント会場 (Event Spaces)

オ カジノ・ビンゴホール等のゲーム施設

カ ワクチン接種証明書の提示を自主的に求める屋内施設

(4) スポーツ競技場における収容人数（着席数）制限を通常50%とする。

(5) コンサート会場及び劇場の収容人数（着席数）制限を通常50%とする。

(6) ナイトクラブ、ダンス施設のあるレストラン等、ワクチン接種証明書の提示が求められる高リスク施設の収容人数制限を25%に引き上げる。

(7) 屋内の結婚式場、葬儀場、宗教儀礼等の収容人数制限は、物理的距離を2メートル以上に保つことができる人数までに引き上げる。ワクチン接種証明書の要求を選択した場合や、屋外で行われる場合の人数制限を撤廃する。

食料品店、薬局、小売店、ショッピングモール等の屋内公的施設の収容人数制限は、物理的距離を2メートル以上保つことができる人数までとする。

加えて、2月18日より、オンタリオ州政府は、ブースター接種の対象者を12歳以上に

拡大する予定。予約については州政府のウェブサイト又は指定薬局を通して行うことができる。2回目接種後6か月（168日）以上経過している必要がある。

（オンタリオ州予約サイト）

<https://covid-19.ontario.ca/book-vaccine/>

（指定薬局）

<https://covid-19.ontario.ca/vaccine-locations>

2 3月1日以降の緩和措置

オンタリオ州政府は、今後公衆衛生や医療機関の指標に引き続き改善が見られる場合、すべての屋内公的施設における収容人数制限の撤廃を含む、さらなる緩和措置を行う予定。

この時点で、すべての施設に対するワクチン接種証明の提示要件を撤廃する。企業やその他の施設は、引き続きワクチン接種証明書の提示を求めることができる。マスクの着用義務については、この時点では引き続き実施されるが、当該措置を撤廃する具体的なスケジュールについては、後日通知される予定。

【オンタリオ州政府の発表】

<https://news.ontario.ca/en/release/1001600/ontario-moving-to-next-phase-of-reopening-on-february-17>